

## 介護人材確保に関する意見書

平成 27 年 4 月の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算の拡充が図られた一方、全体で 2.27%のマイナス改定となり、福祉医療機構の調査では、約 7 割の事業所が前年度と比較して減収と回答するとともに、ほぼ全回答者が事業所運営にマイナスの影響があったとしている。

さらに、介護職員処遇改善加算については 99%の事業所が届出をし、うち 9 割が最も高い加算を算定したにもかかわらず、約 65%の事業者が基本報酬の減算分を補えないとする結果がでている。

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において「介護離職ゼロ」を目標に掲げている。必要な介護サービスを確保するためには、介護サービスを支える介護人材の確保が喫緊の課題であり、国の施策として、介護人材の育成、処遇の改善及び職場環境の改善等を進める必要がある。

については、介護報酬本体の引き上げ改定等を通じて、介護職員の処遇改善や、人員配置を充実し、介護人材が安定的に確保できるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 17 日

島根県議会